

アーカイブ Data Report

NO. 78

(2021年2月24日)

〒500-8813 岐阜県岐阜市明德町10番地 杉山ビル5F

E-mail: shikaku@npo-nak.com URL: https://npo-nak.com

NPO 日本アーカイブ協会・岐阜女子大学*・沖縄女子短期大学・学習システム研究会

(*岐阜女子大学デジタルアーカイブ専攻・研究所、沖縄サテライト校)

GIGA スクール構想での教育リソース管理者に求められる能力 ～教育デジタル・アーキビストとしての活動～

谷里佐、齋藤陽子、加治工尚子、熊崎康文（岐阜女子大学）

又吉斎（沖縄女子短期大学）

GIGA スクール構想で1人ひとりに情報端末や高速多量通信を利用し学習環境の整備が進められている。これに対し、情報端末と学習の道具として利用するためには、児童の情報活用能力の育成と多様なデジタルコンテンツが学びで活用できる教育リソースの整備が必要である。この教育リソースの管理者として必要な資質・能力について検討する。

1. 教育リソース管理者が必要とする能力の構成(教育デジタル・アーキビストとして)

教育デジタル・アーキビストとして、教育リソースの開発・保管・流通・利活用と学びで利用するコンテンツの管理者として、次のような能力が必要とされる。

デジタル・アーキビスト(科目) (準デジタル・アーキビスト)	デジタルアーカイブの学び、とくにデジタル・アーキビスト資格科目の履修(なかでも、収集、保管、流通では、教育としてのメタデータ、シソーラスや地域、コミュニティ、機関、ハブ、統合ポータル等からのコンテンツの利用方法等の基礎ができるようにする。)
教育資料利用の展開と情報活用能力の育成	教育リソースの利活用の方法について、基本的な考え方(たとえば、端末提供)、問題解決、知的創造、AIの活用等の理解と情報活用能力の育成の方法を知る。
学びのスキルの理解 (教育の方法と技術等含む)	学びのスキルとして、各種の方法を理解し、教育リソースの活用方法を理解し、その実践力をつける。教育情報としての教育リソースを理解し、その構成について知る。
教育情報の取扱い (権利処理等含む)	また、著作権、プライバシー等の権利処理や授業目的公衆送信補償金制度に対応できるようにする。

学校、教育委員会、教育センター、企業等で教育リソースの管理・流通・利活用の支援等を担当する者は、デジタル・アーキビスト資格を基礎として、それに教育として必要な事項の理解が必要である。(教育リソース管理者)

学年、クラス等で主として利用者(ただし、地域資料等の収集保管の能力は必要)としての資格としては、準デジタル・アーキビストと教育としての必要な事項の理解が必要である。(准教育リソース管理者)

2. 身近な資料から全国・世界の資料の学びと教育情報活用能力の育成に対応

教育リソースは、児童の発達と対応し、身近な資料、地域の資料、市町村・県の資料、全国的な資料、さらに世界の資料の整備が求められる。

また、各学年、クラス、個の情報活用能力の育成とその学習状態に適応した処理機能を考慮した教育リソースの活用方法が決まる。これらの総合的な観点から教材・学習材として活用できる教育リソースの開発・保管・流通が必要である。教育リソース管理者はこれらに対応できる力を持つべきである。(なお、中学生、高校生になれば、一般的なデジタルアーカイブコンテンツ等の活用も可能になる。)

3. 学びでの活用方法の理解…GIGA スクールに対応した教育の方法・技術

教育リソースは、学習者と教師の両者に学び方のスキルと発達段階に応じた社会に必要な知識・技能と学習の方法を提供する情報源としての役割を持つべきである。それとともに、学習者に「学びに向かう力」と「深い学び」ができる学習情報環境の提供ができる教育リソースが求められる。

それには、教育リソース管理者が教育リソース(デジタルアーカイブ)の活用資料と「学びの方法(スキル)の理解」が不可欠である。これらの実践として、授業での活用力をつける。

4. デジタル・アーキビストとしての能力

デジタル・アーキビストとして、次のような学習が必要である。(なお、準デジタル・アーキビストを基礎として准教育リソース管理者を設置する。)

デジタルアーカイブの基礎としては、デジタル・アーキビスト、また、準デジタル・アーキビスト(准教育リソース管理者：クラス等での利用)を基準とする。

コンテンツの収集としては、
・実物・活動の撮影・記録からと
・地域コミュニティ、各機関、企業、ハブ、統合ポータル(国内外)等から教育目的に適するデータを収集し、選別、案内情報(児童等に適した)の変換等ができる力を付ける。

利活用としては、授業での提示・提供や児童の課題を見出し、グループで課題を解決することに適した学習情報環境の整備ができる。

また、コンテンツについては、授業目的公衆送信補償金制度の利用や、各種権利処理を行うことで、学校教育としての利用を可能にする必要がある。

5. 教育としてのコンテンツの収集・評価・保管・流通・利活用に関する事項…教育情報の取扱い

教育として、デジタルコンテンツの収集・評価・保管・流通・利活用や権利処理および教育リソースの学校内や地域での運用・経営などの理解と実践で対処できる力が必要である。

例えば、権利関係でも、著作権・プライバシー等のデジタル・アーキビストの基礎の他に、「学校教育のための非営利目的利用」の理解と取扱いが必要となる。

また、学校教育で特定のデジタルコンテンツを著作権等の権利に心配なく利用できるように「SARTRAS(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会)」が設置され、これらの利用方法の理解と実践力が求められる。